

中国・上海におけるグリーフケア自助団体の一事例

— NGO の活動と機能をめぐる初歩的考察 —

日野みどり

はじめに

「悲嘆（グリーフ grief）」とは、人が大切な人や大切なものを喪失したときに体験する、複雑な心理的・身体的・社会的反応を指す。喪失の悲嘆は対人関係や当人の生き方にも強い影響を与えることがある。こうした悲嘆のさなかにある人を支え、癒すことが「グリーフケア（悲嘆ケア）」である（山本 2012:2）⁽¹⁾。

近親者との死別の悲嘆を癒し、遺された人のスムーズな立ち直りを助けるグリーフケアは、欧米から日本に導入された。その後、日本の関係者は、彼我の文化・宗教的要因の相違を調整しつつこれを受容し、自らの生活世界の文脈に沿う形で、いわば欧米起源のグリーフケアを「日本仕様」に応用して実践してきた。翻って現代中国には、グリーフケアの概念と活動はあまり普及していない。だが、死別の悲嘆を適切に癒し、その後の人生を前向きに生きられるよう支え合うニーズは、中国においても実は大きいのではないか。グリーフケアの理念と実践を欧米から導入した日本の経験を中国の関係者と共有し、彼ら自身の手で「中国仕様」に応用し活用するための条件を探ることには一定の意義があると考ええる。

筆者はこうした考えのもとに日中共同研究計画を実施してきたが、その過程で、中国にも少数ながらグリーフケアの当事者による自助団体が活動している事例を知るに至った。本論文ではその一事例を概観し検討する。この団体は子女と死別した親たちの集まりで、上海市を拠点とし、2003年

(1) グリーフケアはまた、「グリーフにある人々が死別の苦しみや悲しみなどを経験しながら、故人との生活は二度と戻ってはこないことを受け入れ、新たな自分自身との出会いまでを体験されるように同伴すること」とも定義される（高木 2013:136）。

の活動開始以来10年以上の実績を重ねている。

日本で活動するグリーフケアの自助グループは多くが任意団体もしくはNPO 法人であるが、本論文で取り上げる X もまた政府に登録した民間組織 (NGO) ⁽²⁾ である。従って、本論文はグリーフケアの実践事例を射程に収めると同時に、中国都市部の NGO の組織と機能についての事例研究でもある。

I グリーフケア：欧米、日本、中国

日本におけるグリーフケアは、欧米諸国から紹介された。欧米では早くから死別の苦悩を緩和する目的で心理療法の専門家による介入が行われていたが、1960年代のアメリカで専門家に対する批判を契機として死別の当事者たちが自ら運営する自助グループ形式の活動が生まれ、急速に広がった (河合 1997)。

日本では、自助グループ形式のグリーフケア活動は1990年代に始まった。子どもと死別した親の親睦会「ちいさな風の会」は、日本で最も早い1988年に東京で設立された (若林 2000)。高齢者の死別研究を専門とする研究者・河合千恵子らが1990年に東京で設立した「ほほえみネットワーク」も初期の自助グループである (河合 1996)。関西には、1994年に組織された「神戸・ひまわりの会」 (黒川 2005、2006)、大手葬儀会社の公益社が展開する「ひだまりの会」 (古内・坂口 2011) などがある。広島には、死別の当事者が設立した「リシングルファミリー広島」がある (『リシングルファミリー広島』ウェブサイト)。これらの他にも、各地に団体がある。近親者との死別というつらい経験を持つ人どうしが知り合い、胸のうちを安心して分かち合い、仲間として活動することの効用は大きい。またこの過程で、命日や年忌、お盆・お彼岸など仏教に関連した祭祀行事、その他四季折々のうつろいに心境を重ねて語り合うなど、日本におけるグリーフケアの受容過程にあっては、欧米起源の活動を日本の文化や生活の文脈に

(2) 李によれば、市民社会の組織を示す中国語の用語は NGO、NPO、社団、民間組織、社会組織、公益組織のおおよそ6種類あり、用いる主体や用いられた時期によりニュアンスが異なるという (李 2012:58-65)。

沿うようカスタマイズする行為が自然になされてきた。

これに対し、中国ではグリーフケアの概念と実践は普及しているとはいえない。一般に、近親者との死別の悲嘆は個人で処理すべき事項と考えられ、悲しみを他人と分かち合う発想がなかった。また、死という不吉な事象を話題にすること自体をはばかり、そうしたふるまいを良しとしない伝統的な通念も、なお根強く共有されている。だが、悲嘆の中にある人にグリーフケアが届く仕組みを構築し、当事者どうしの手で悲嘆を適切に癒してその後の人生を前向きに生きられるようサポートする必要性は、中国においても実は大きいのではないだろうか。近年、日本と中国に共通して顕在化するいくつかの事象——災害や事故などによる人命の喪失、社会の高齢化／超高齢化、都市部を中心とする NGO の勃興——は、死別の悲嘆を家族・近親者の枠組みを超えて社会的に共有することの可能性を示し、グリーフケアの自助グループ活動の契機ともなり得ると考える。

なお、管見の限り、中国におけるグリーフケアをめぐる研究は次のような状況にある。まず、医療・看護・心理学・社会学などの領域における比較の実務的な論文が散発的に存在する⁽³⁾。これに関連して、日本を含む海外の人類学者・歴史学者が中国人の死生観を題材に行った研究があるが、それらは葬送儀礼を主要な切り口としている⁽⁴⁾。第二に、アメリカで刊行されたグリーフケア指南書の翻訳が登場している⁽⁵⁾。第三に、一般向けの小説などの書籍に、近親者との死別を主題としたものが少数認められる⁽⁶⁾。しかし、2000年代以降の日本のように、流行歌（「千の風になって」など）や映画（「殯の森」、「おくりびと」など）など一般向け文化作品・商品が死別を主題とし、それらが人々に広く共有される現象⁽⁷⁾は、現在のところ見られないようである。あるいは、最近の日本において、遺言と財産の継承、葬儀や墓地の準備など、「終活」という新語に象徴される一連の「人生の終わりを迎える準備作業」がある種の流行となっている現象もまた、中国においては一般的なものではない⁽⁸⁾。

(3) 例えば、王華（2010）、狄文婧・陳青萍（2009）、栗志強（2007）など。

(4) 例えば、ワトソン、ロウスキ編（1994）、川口幸大（2013）。

(5) James and Friedman（2011）。

(6) 例えば、周国平（2000）、周大新（2012）など。

(7) 21世紀初頭における日本人の死生観に対する関心の高さについては、例えば島藺（2012）参照。

II 中国における NGO の概要⁽⁹⁾

中国における結社の起源は秦以前にさかのぼると言われる。伝統社会に結社は存在したが、結社の自由はなく、秘密結社が数多く活動した。現代的文脈の NGO が普及したのは1990年代以降である。最初の NGO は1993年設立の環境保護団体「自然之友」で、この分野の公共性の高さ、政治的敏感度の低さ、政府の理念との一致などを背景に、環境関連の団体が多数誕生した。その後、社会的弱者支援やコミュニティ活動、その他多様な分野で NGO は急増している。

国の民政部门に登録した社会組織を「官製 NGO」または「法定 NGO」と呼ぶ。これらは政府の直接的な管理を受け、政府の一部門に近い性格を帯びる場合もある。この登録をしない団体は「草の根 NGO」と呼ばれ、NGOの本質的要件である非政府性がより強い⁽¹⁰⁾。政府の資金援助を受けられるのは官製 NGO のみである。草の根 NGO の数に関する統計はないが、一説によれば官製 NGO の数を大きく上回る(表1)。

表1 中国における NGO の団体数

官製 NGO の団体数 (2011年) *1		草の根 NGO の団体数 (2005年) *2	
社会団体	254,969	工商登記している団体	約10万
民弁非企業単位	204,388	社区(コミュニティ)や学生の未登記団体	約20万
基金会	2,614	農村民間組織	約150万
計	461,971	計	約180万

(出所) *1:『中国統計年鑑』2012年版

*2: 清華大学公共管理学院 NGO 研究所の推計

(8) ただし、日本の「終活」ブームは、「団塊の世代」と呼ばれる人口の多いクラスターが退職を迎えたことを契機としている。こうした現象は高齢社会の必然といえようが、それはつまり、高齢化しつつある中国社会にも将来的には共通する課題であろう。

(9) 本節は主に李(2008, 2012)を参照した。

(10) 登録しない団体が多い理由は、登録に求められる基準が厳しいためである。中でも、主管単位(当該 NGO を管轄しその活動に責任を負う政府・準政府機関)の審査と同意を得ることは、草の根 NGO にとってはきわめて困難である。そこで、一部の団体は既存の登録済み団体の内部団体として登録したり、企業の登録である工商登録を行ったりする。またこのほか、登録を行わずに活動する例も多い。登録しなくても、既存の組織の影響力が及ぶ範囲では十分に活動を展開でき、その意味で NGO の生存空間は伝統的な「単位」制度の延長にあるという見方もできる。

NGO はまた、組織の性質と体制により共益型（会員制）と公益型（会員制／非会員制）に分類される。共益型および会員制公益型組織のうち政府民政部門に登録できたものが「社会团体」、非会員制公益型組織のうち民政部門に登録できたものが「民弁非企業単位」である。社会团体は、会員制であることや「共益」の名が示すとおり、会員の利益に供するための活動を旨とする。これに対し、民弁非企業単位は、「公益」の名のとおり、広く公共の利益に供する活動に従事する団体と位置付けられる。

Ⅲ 死別の当事者による自助活動団体：上海の一事例

上海市に、死別の当事者による自助活動団体「X（仮名）」がある。これは子女と死別した家庭や親に精神的支援と心理面の危機介入を提供する組織で、この種の団体としては全国初のものである。X は2003年に設立され、2005年9月、上海市青浦区民政局に民弁非企業単位として登録した。前項の NGO の分類に照らすなら、X は非会員制公益型組織であり、かつ政府登録団体なので民弁非企業単位に該当する。

設立を主導したのは、上海の大手霊園・葬儀会社である。X は、「苦難を乗り越え、自ら助けつつ他者をも助け、再び人生を築き、社会に奉仕する（跨越苦難、自助助人、重塑人生、奉献社会）」というモットーを掲げ、メンバーは互いに交流するほか、心理学などの研修を自ら組織して受講し、子どもを失った親に支援を提供している。また、2011年には子女と死別した高齢者向けのボランティア活動にも乗り出している。

筆者は2012年12月、X を設立し支援する霊園・葬儀会社の総経理、ならびに X の主要メンバー2名を訪ねて聞き取り調査を行った。本節ではその概要を述べる。

1 設立の経緯、資金

X を設立し支援する霊園・葬儀会社は1994年に創業した。文化大革命を経て中国の葬儀業が文化的に断絶し衰退した状況の中で事業に参入し、現在は国内最大手に成長した⁽¹¹⁾。

(11) 聞き取り調査当時、香港で株式上場を予定しているとの発言があった。2013年12月、「内地初の葬祭業株」として香港株式市場に上場している。

同社がXを設立したきっかけは次の通りである。亡くなった子女の墓地を購入した顧客の中に、毎日墓地を訪れて泣いている親が複数いることに、従業員が気付く。親たちの「ここに来て子どもに話しかけて泣く以外に何もできない」という訴えを聞き、「それならば、同じ境遇の親御さんどうして語り合ってはどうか」と彼らの橋渡しをしたのが始まりである。同社はXに対し、経済的支援と人的支援、活動空間の提供を行っている。上海市慈善基金会に現金100万元、現物100万元分⁽¹²⁾を寄付し、同基金会傘下にX専用の基金を創設した。政府への団体登録も、同社の存在があっではじめて可能になったという。また、Xの運営にボランティアスタッフとして関わっていた学生を社員として採用し、Xの事務局要員として配置している。さらに、霊園内の建物の一角にX専用の展示スペースを提供し、亡くなった子女の写真や思い出の品を展示している。



図1 「X」の専用展示スペース。霊園の建物内の一角に設けられている。(2012年12月22日、筆者撮影)



図2 「X」の専用展示スペース。亡くなった子どもの写真や記念の品、手紙などをショーケースに展示している。(2012年12月22日、筆者撮影)

2 組織の概要

組織の中核をなすのは理事会である。定款によれば理事会の構成員は11名であるが、聞き取りでは霊園・葬儀会社の取締役2名およびメンバー7名

(12) 現物とは、亡くなった子女の葬儀を執り行なったり、墓地を提供するというものである。経済的に余裕のない親の葬送や埋葬の負担を軽減する目的で、こうしたものが提供される。子女が闘病を続けているような場合、もともと経済的に問題のない世帯であっても、闘病の長期化により家計が困窮する事例があるという。

から成るとのことであった。理事会は意思決定を行うほか、事業の企画・実施などにもあたる。

Xは非会員制組織であるため、会員制度を採らず、ボランティア登録制度を採用している。登録者数は100名近いが、登録せず活動に参加する人もおり、その人たちも歓迎している。つまり、登録するかどうかは個人の意思に任せている。多くの人が出産適齢期を過ぎた40代以上で、最高齢は80歳近い。男女比はほぼ1対1である。

Xのメンバーは、子女との死別という共通点がある以外、職業・社会階層などは千差万別である。中心メンバーはほとんどが職業を持ち、本業のかたわらXの活動に関与している。

定款によれば、Xの財源は1) 主宰者の出資金、2) 外部からの寄付、3) 活動により得る収入、4) 基金の収益、5) その他である。前述のとおり企業が拋出した基金を持っており、これが安定的財源となっている。

3 活動内容

Xは政府登録団体であるため、その活動は組織の定款に従うこと、合法的に展開することが前提である。Xのミッション（使命）は、子女との死別により精神的危機や生活面の支障に苦しむ家庭・個人を精神面で支援することであり、具体的な活動内容は次の5点に集約される。

(1) 子女と死別した親への支援の提供。子女を亡くした親がウェブサイト・メディア報道・友人の紹介などを通じてXの存在を知ると、主に電話でXに連絡し、助けを求める。メンバーの誰かが接触し、心理カウンセリングを行って精神的支援を提供する。この心理カウンセリングを行うメンバーは10人に満たない。逆に、Xのメンバーが友人・知人のネットワークを通じてそうした親の存在を知ると、相談の有無にかかわらず先に接触し、支援のニーズを探ることもある⁽¹³⁾。

子女と死別した親の大部分は事実を直視できず、他人は自分の苦しみを理解しないと感じがちである。同じ経験を持つ人と出会って初めて、悲嘆を分かち合う実感を持てる。従って、当事者による接触と分かち合いには大きな意義があるという。また、外部資源による支援が必要と判断する場

(13) 今回聞き取りに応じてくれたあるメンバーは、子女を亡くした数日後にXのメンバーから連絡を受けたという。その支援の申し出を受け入れたのが、Xと関わるきっかけであった。

合、地元コミュニティや弁護士など適当な機関・個人と連携することもある。

死別経験者が支援を行うことのメリットとして、次のエピソードが語られた。2008年に四川大地震が発生すると、当時さほど社会的な知名度を持たなかったXは、ボランティア要員を四川に派遣した。現地の被災者たちは、外部から入って来た支援者によるカウンセリングを極端に嫌い、カウンセラーやボランティア人員の助けを拒絶する傾向にあった。しかしXのボランティアたちは、自らの子女との死別経験を語ることで子どもを失った被災者と心を通わすことができ、彼らが気持ちを吐き出す手助けをしたという。河合(1996)は、配偶者と死別した当事者が訓練を受けて支援者となり新たな当事者を助ける「ウィドウ・トウ・ウィドウ」方式の日本における実践事例を紹介しているが、ここで語られたことは河合の議論と同一のものといえよう。

(2) グリーフケアに関する学習・研修。

1) 地元の大学から心理学の専門家を招いて心理カウンセリングの研修を実施し、希望者より理事会が選んだメンバーが受講する⁽¹⁴⁾。支援を提供できる人材の養成が主な目的だが、メンバー自身の心の整理という性格をも合わせ持つ。1期3ヶ月、週1回、半日4コマを10~11回実施し、すでに2期を修了した。受講者数は26~27名程度である。

2) 不定期に精神科医を招き、講座を開催する。これには新メンバーの参加を勧めている。目的は、メンバーが現在の境遇を正しく冷静に認識すること、自分の心身状態に関する疑問について医師に直接助言を求めることの二点である。前項1)が主として対外的な支援の提供を目的とした人材養成活動であるのに対し、本項2)はメンバー自身の立ち直りを助けることに主眼が置かれている。

(3) メンバー相互の交流。以下が挙げられる。

1) 年に数回、近郊への小旅行などレジャーを実施し、交流を深める。

(14) 受講者の選考基準は以下の通りである。(1) 支援活動を行う意欲があること、(2) 年齢が高すぎず、健康状態が良好であること、(3) 性格面で協調性があり自我が強すぎないこと(他者を傷つけない悪影響を与えたりすることを防ぐため)。希望者のほとんどは受講を認められるという。

- 2) 清明節や冬至など中国の伝統的な節氣に故人を偲ぶ催しを開く⁽¹⁵⁾。
 - 3) ダンス・合唱・体操のチームが結成され、それぞれ毎週集まって練習する。
 - 4) 不定期に交流会・討論会を開催する。食事や懇談を通じて経験を共有する。
 - 5) メンバー間の自発的な交流。パソコン上のチャット（QQ）や電話を用いている。
- (4) 広報に関する活動。メディア取材への対応のほか、Xのウェブサイト運営し、グリーンケアに関する文章や情報を投稿する。
- (5) 公益活動。子女を亡くした家庭が抱える問題の解決に向け、政府と協力するプラットフォームを築き、関連の公益活動を企画運営する。2013年度には、政府からの資金援助を得て、子女を亡くした高齢者向けのサポート事業を始める。

4 課題

団体の抱える課題として、以下が挙げられた。

- (1) 組織の存立形態と路線をめぐり、組織内に意見の相違がある。Xは、制度上は公益型組織であるため、対外的な社会サービスを提供すべき立場だが、実際の活動はメンバー自身のための活動を行う社会団体（共益型組織）の性格をも帯びている。前者のあり方を支持するメンバーはカウンセリングなど他者への支援を重視し、後者に親和的な人はXをメンバーのための団体と考えている。理論上は前者の路線を採るべきだが、後者の志向を捨象することは実際問題として難しい。
- (2) 組織運営上の問題。主要メンバーの時間と体力の配分の問題、リーダーの選出方針や選出方法などを指す⁽¹⁶⁾。
- (3) メンバーの専門性の不足。他者への支援に十分な資質や技術を備えるメンバーが少ないという見方がある。専門家を招いての研修についても、効果を高く評価する意見と疑問視する向きとがあるという。
- (4) 国家政策との関連。メンバーの置かれた状況は国家の政策と深く

(15) 清明節、冬至はともに中国の二十四節氣のひとつで、祖先の墓参をする民間習俗がある。

(16) 定款には、「理事は出資者・メンバーの代表および業務主管単位の推薦またはメンバーの選挙により選出する」と記されている。

関係し、精神面のケアだけでは対処できない部分があるという。簡単に言うと、一部のメンバーについては、一粒種を亡くした悲嘆が「一人っ子政策」を推し進めた国家への怨みに転化し、老後への不安とあいまって反政府的心理にとらわれているということである。中央政府への異議申し立て（陳情）行動を志向している人もいる。Xとしては、組織としてはこうした対政府行動は行わない方針だが、メンバーが個人的に行動することは制限しないという。この点は後節で詳論したい。

IV 考察・議論

以上、Xの組織と活動状況を概観した。そこから得られる知見を以下にまとめる。

1 存立・存続の条件

団体の存立・存続を可能にしている条件は以下の通りである。団体設立の契機を作ったのは当事者自身ではなく、霊園・葬儀会社が顧客としての彼らを助ける形でその役割を担った。同社は経済的支援、人的支援、活動空間の提供を行い、また団体の政府への登録においても大きく貢献した。事務局の設置はボランティアがNPO組織に転換する境目であり（田尾・川野 2004: 95）、特に専従スタッフの提供は非常に恵まれた条だと言える。もちろん、主要メンバーは死別の当事者であり、彼らが活動の中心である。事業の大枠は彼らが構成する理事会が中心となって定め、また政府の助成金申請に際しては、教員である理事が専門性を発揮し、書類作成にあたっている。

日本の自助グループには、資金・人的資源面でこのように恵まれた団体は少ない。ただし、葬祭企業が資金・人員・事務局を提供してグリーンサポートを展開する例として、公益社の「ひだまりの会」がXに類似する。

2 活動内容

Xの活動内容は、日本の同種グループとほぼ共通している。当事者自身の分かち合いや交流活動はもちろん、当事者の中から支援者を養成するプログラムは「ほほえみネットワーク」と同じアイデアである（河合 1996）。また、体験者どうしが寄り添い合う点に自助グループの優位性が

あることが強調されるのも、日本の同種の自助活動と共通する。

Xが要支援者に接触する手段は、主に知人・友人のネットワークに依拠し、不特定多数への情報発信はウェブサイトのみである。日本では、医療機関や公共施設へのチラシ・ポスター類の設置、マスメディアでの情報発信などの方法が広く用いられており、結果として不特定多数に向けた情報発信手段がより多様だといえる。中高年のインターネット使用率も日本では中国より高いと考えられ、その点ではウェブサイトの広報効果にも日中間で違いがあるかもしれない。

次に、活動のローカルティとグローバリティに注目したい。Xの活動内容には、中国的すなわちローカルな文化に立脚する要素と、国境や文化の違いを超越したグローバルな文化の要素が混在している。前者の例として、祖先の墓に参る節気である清明節や故人をしのぶ節気とされる冬至を期して失った子どもを記念する活動を行う点があり、日本の同種の活動がお盆やお彼岸を意識することと共通する。

後者については次の点が興味深い。Xはアメリカ発祥の活動に合わせ、12月第2日曜にキャンドルサービスの活動を行うという（『中国新聞網』ウェブサイト）。子どもを亡くした家庭をサポートするアメリカの団体・The Compassionate Friends（TCF）が、Worldwide Candle Lighting（世界で灯そう、ろうそくを）と名付けた活動を毎年12月の第2日曜に開催している。2012年に行われた第16回には629団体が参加し、アメリカ以外から17か国の参加があったが、この中に中国は含まれていない（『TCF』ウェブサイト）。TCFのウェブサイトの説明によれば、事前に参加を届け出ることによって公式参加団体として登録されることから、Xはこの届出を行わず、独自に「参加」を標榜したものと考えられる。ともあれ、こうした西洋発祥の活動に同調し、それに「参加」した事実をマスメディアに発表している点からは、人類普遍の原理としてのグリーフケアを志向する、あるいは少なくともグリーフケアの起源である欧米の活動を一種の基準として自らの活動をそれと一体化させる志向がみられる。

3 国家と個人の鋭い緊張関係：計画出産政策と「失独」

子女との死別という個人的事情を現代中国の政治的社会的文脈の中に定置するとき、精神面の悲嘆という範疇をはるかに超える現実的かつ深刻な

課題が浮上する。それは国家が推進した政策と国家に属する個人の間の矛盾に関わり、少なくとも日本ではみられない要素である。

前項 III - 4 - (4) で述べたように、X の関係者からも、同団体の状況に即してこの件が語られた。X のメンバーの多くが中国の建国初期に生を享けた60代で、各時期の国家政策にその都度大きな影響を受けた世代であるという。幼児期には大躍進後の食糧不足で体作りの基礎ができず、学齢期には文化大革命が起きて十分な教育を受けられず、家庭を持つ時期になると計画出産政策が始まって子どもは一人に制限された。その一粒種を失うという不幸に見舞われたときには、多くの人にはもはや出産適齢期を過ぎていて次の子どもを授かることはできず、かつ市場経済下で始まった激しい競争の劣勢に立たされてきた。そして仕事を退職する段階を迎えると、老後を頼れる子女がいないことが耐え難い不安に直結するばかりか、子女や孫に恵まれた同世代と比べて不遇だという感覚を抑えがたい。一部の人のについては、そうした否定的な感情の矛先が、計画出産政策を実施した国家当局に向くのだという。

近年、一粒種に先立たれることを指す「失独」という新語が生まれ、「失独」者つまり子どもを失った親が直面する「社会問題としての逆縁」をメディアが報じている⁽¹⁷⁾。逆縁が「社会問題」であることの所以は二点あり、いずれも国家政策に関わる。第一に、「計画出産政策に従った結果としての不遇」という意識が当事者に強いこと、第二に社会の高齢化が進み老後の問題が顕在化する中、老後の担い手たる子女の不在は精神的にも経済的にも切実な危機だということである⁽¹⁸⁾。

(17) インターネット上の報道記事の例として、『南都週刊』(2012年7月17日)、『南方人物週刊』(2012年7月25日) などがある。同じくインターネット上のドキュメンタリー映像コンテンツに、「失独余悲——中国失独老人調査」(『騰訊新聞』ウェブサイト) がある。2013年1月には、湖南省の第12回人民代表大会第一次会議において、「失独」の高齢者に対する支援の必要性が「政府工作報告」にはじめて盛り込まれた(『騰訊公益』ウェブサイト)。また、2013年2月にはCNNもこの問題を報道している(『CNN』ウェブサイト)。

(18) 家族との死別が経済的基盤の喪失を意味することは、往々にしてある。家計収入を得るいわゆる大黒柱との死別だけがそうした事態をもたらすとは限らない。日本でも近年、高齢の家族が死去した事実を隠して同居遺族が年金を受給し続け、これに生計を依存していた事例が複数発覚した。



図3 「失独」報道の例（中国のウェブサイト『騰訊新聞』のドキュメンタリー「失独余悲—中国失独老人調査」より）

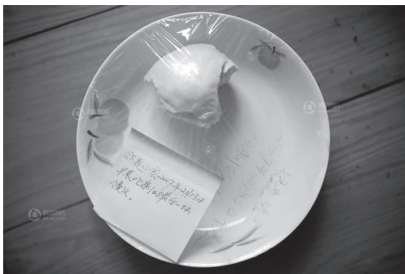


図4 「失独」報道の例。亡くなった子どもが食べかけて残したマントウを親が保存している。（同左）

第二点が問題となる理由は、家族の扶養義務にある。「扶養の義務は家族が負う」、つまり「子女が親の面倒を見るべし」という価値規範は、「孝行」という儒教的価値規範の反映というだけでなく、中華人民共和国憲法に明記され、関連各法にも及んでいる⁽¹⁹⁾。この結果、近年進められている高齢者介護システムの構築過程でも、「公的介護サービスは身寄りのない『鬼の毒な』高齢者のためのもの」という観念が形成されている⁽²⁰⁾。老人ホームへの入居に際しても、家族が契約書類に署名する必要があり、子女のいない高齢者はこの点で著しい不利益を被るということが、Xの関係者の話においても強調された⁽²¹⁾。さらに、問題は施設入居時の困難だけにとどまらない。「失独」の親たちは、将来、病院や高齢者施設に入る際、子ど

(19) 沈によれば、1982年に改正された中華人民共和国憲法第45条では、「公民は高齢化や疾病又は労働能力を失った状況で、国と社会から物質的な補助を得る権利がある」とされ、第49条では「親は未成年の子を扶養する義務がある。成人した子は親を援助し、扶養する義務がある」と、子による親の扶養がはじめて明記された。そして、憲法に従って民法や民事訴訟法、刑法、相続法にも高齢者の扶養される権利などが規定されることとなった（沈 2007：4）。また、1996年に制定された「中華人民共和国老人權益保障法」の第10条には、「老人扶養は主に家庭に頼り、家族が老人に関心を寄せ、家族が老人の世話をしなければならない」とある（同上書：24）。「まずは家族による自助介護」という「伝統的価値観」がこれら憲法や関連法規の前提となり、かつそれらの成立がこうした家族重視の価値観を再強化していると言えよう。

(20) 上海市における高齢者ケア施策の概要については、張・陸（2009）、日野（2012）参照。

(21) そのようなことは書類上の形式にすぎないと考える向きがあるかもしれない。しかし、例え

もや孫に恵まれ絶えず訪問を受ける他の患者・入居者と同居することは耐え難いという感覚を共通して持つ。そのため、「失独」者専用の老人ホーム建設を求める考えもあるという。

こうして、「失独」の親たちが抱える不安全感はある種の被害感情となり、一部の親を、その原因を作った（と彼らが考える）政府に対する異議申し立て（陳情）の衝動へと導く。それは、国家の政策と個人の人生との間に生じる鋭い緊張関係だといえよう。『南都週刊』は、2012年6月5日に100名を超える「失独」の親たちが全国から上京して政府の補償を求める異議申し立て（陳情）を行ったと報じるが（2012年7月17日）、福祉ではなく補償の要求であること、異議申し立て（陳情）先が社会保障の担当部局ではなく国家計画生育委員会であったことは象徴的である。

このように、私的事情ともいえる近親者との死別が政治的・経済的な問題に直結する実態は、日本で通常考えられるようなグリーフケアの理念的枠組みを超えた高度に切実かつ敏感なものであり、率直に言って筆者の想定を超えるものでもあった。

4 NGOのミッション・機能をめぐる緊張関係

この緊張関係は、NGOのミッションと機能をめぐる緊張関係とも重なる。Xは公式には社会サービスの提供を旨とする公益団体だが、にもかかわらず、自らの苦境を訴えるため国家への異議申し立て（陳情）を望むメンバーもいる。団体のモットー「苦難を乗り越え、自ら助けつつ他者をも助け、再び人生を築き、社会に奉仕する」は共益と公益の要素を含む両義的内容といえ、多様な解釈が可能である。その結果、ここにみられるのは、サービスの提供（公益）か、メンバー自身のための活動（共益）かという理念の相克である。このことは、組織論としてはミッションの共有・維持に関わる問題であり、ボード（理事会）の機能に関わることでもある（田尾・吉田 2009:68-82）。これはまさに、NGOの二つの役割である社会サービス提供とアドボカシーとの矛盾に他ならない⁽²²⁾。

ば日本においても、住民登録上の住所を持たないホームレスの人々の就職が著しく困難である現状を想起するならば、この種の「形式」が私たちの社会で現実生きる人に理不尽な状況を強いていることを確認できる。

現代中国における政府当局への異議申し立て（陳情）は日本のそれと異なって当事者による直訴であり、これを行う権利は法律ですべての国民に保障されているにもかかわらず、時間・エネルギーなど多くの面で相当な覚悟や犠牲を要する。平穏な日常のかなりを犠牲にせざるを得ない、周囲から危険人物とみなされやすいなど、当事者の払う代償は大きい。それゆえ、官製 NGO が政府への異議申し立て（陳情）をミッションに掲げることは考えにくい。現に X は前述の通り、団体としては異議申し立て（陳情）を行わない方針をとっているが、メンバーが個人として異議申し立て（陳情）を行うことについてはこれを阻止しないという。つまり、NGO のミッション・機能をめぐる緊張関係を組織の中心は鋭敏に認識しており、個人の意思を尊重しつつ、組織としては目前の緊張関係を回避する穏健な選択をしているといえよう。

おわりに

本論で取り上げたグリーンケアの当事者団体 X の事例から、以下の諸点が明らかになった。まず、X は企業の支持により設立され、恵まれた活動環境を享受している。次に、政府登録の NGO 団体である X は社会サービスを提供する公益活動を制度上の使命とするが、実際にはメンバー自身のための共益活動を行う一面も持つ。このため、「公益」「共益」の両者をいかに整理し、制度上の位置付けと活動の実態を整合させるかが課題といえる。実際に、X は公的助成を獲得して「失独」高齢者の支援事業という社会サービス路線の拡大に向かっており、制度上の存在意義に合致した路線をとっている。他方、一部メンバーの求める異議申し立て（陳情）の路線は採用しないという、穏健な選択が見られる。

関連して、計画出産政策を実施した国家政策との関連という問題は、X という一団体の存在を超える大きなイシューであろう。本論で指摘したように、一粒種との死別という事象を通じて、国家と個人との間の鋭い緊張

(22) この点について、筆者はかつて香港の青年運動組織の事例研究において同様の構造を指摘した。日野（2007）参照。

関係が顕在化している。「失独」の親たちの存在について、中国のマスメディアはこれを社会問題として報じ、政府は適切に手を差し伸べるべきだと紋切り型の結論を出す。しかし、「政府の関与」を過去に遡ってたどるならば、そこにはまさに計画出産政策との関連で政府がむしろ彼ら「失独」者を生む原因を作ってきた、という逆説が浮上する。今後、中国における高齢者ケアの基本理念が「家族介護の原則」から「社会による介護」へ変容するのか否か、といった21世紀的政策論ともかかわる大きな問題に、官製NGOはどう関与しうるか、注視を続ける必要があろう。

※本論文は、科学研究費（挑戦的萌芽研究）「配偶者との死別後のグリーフケアを日中両国で共有するための基礎的研究」（課題番号：24651280、代表者：日野みどり）の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

※本論文は、アジア政経学会2013年西日本大会（2013.11.9、大阪市立大学）で口頭発表した内容に基づく。

参考文献

- 河合千恵子（1996）「ウィドウ・ミーティングとほほえみネットワーク」河合千恵子編『夫・妻の死から立ち直るためのヒント集』三省堂、pp.235-250.
- （1997）「配偶者と死別した中高年者への連続講座による介入とその効果」『心理臨床学研究』第15巻第5号 pp.461-472.
- 川口幸大（2013）『東南中国における伝統のポリティクス——珠江デルタ村落社会の死者儀礼・神祇祭祀・宗族組織』風響社
- 黒川雅代子（2005）「コミュニティのなかのグリーフケア——セルフヘルプグループによるグリーフケア」『緩和ケア』Vol.15, No.4, pp.280-283.
- （2006）「遺族のセルフヘルプグループの活動」『家族看護』Vol.04, No.02, pp.55-60.
- 島藺進（2012）『日本人の死生観を読む——明治武士道から「おくりびと」へ』朝日新聞出版
- 沈潔編著（2007）『中華圏の高齢者福祉と介護——中国・香港・台湾——』ミネルヴァ書房

- 田尾雅夫・川野祐二編著 (2004) 『ボランティア・NPO の組織論——非営利の経営を考える——』学陽書房
- 田尾雅夫・吉田忠彦 (2009) 『非営利組織論』有斐閣
- 高木慶子 (2013) 「グリーンケアを支えるケアの取り組み」高木慶子、上智大学グリーンケア研究所、柳田邦男編著『〈悲嘆〉と向き合い、ケアする社会をめざして』平凡社、pp.129-144.
- 日野みどり (2007) 「1970-80年代香港の青年運動——「新青学社」とその活動を通じて——」『現代中国』第81号、pp.107-120.
- (2012) 「配偶者との死別後の悲嘆ケアシステムを中国に構築するために」田中仁・三好恵真子編『共進化する現代中国研究——地域研究の新たなプラットフォーム』、大阪大学出版会、pp.306-327.
- 古内耕太郎・坂口幸弘 (2011) 『グリーンケア——見送る人の悲しみを癒す——』毎日新聞社
- 山本佳世子 (2012) 「序章 グリーンケアとは」高木慶子編著『グリーンケア入門』、勁草書房、pp.1-18.
- 李妍焱 (2008) 『台頭する中国の草の根 NGO——市民社会への道を探る』恒星社厚生閣
- (2012) 『中国の市民社会——動き出す草の根 NGO』岩波新書
- 若林一美 (2000) 『死別の悲しみを越えて』岩波現代文庫
- ワトソン、ジェイムズ・L. / ロウスキ、エヴリン・S. 編 (1994) 『中国の死の儀礼』西脇常記・神田一世・長尾佳代子訳、平凡社 (Watson, J. L. and Rawski, E. S.(eds.) 1988 *Death Ritual in Late Imperial Modern China*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press.)
- 狄文婧・陳青萍 (2009) 「喪偶老年人主観幸福感及其影響因素」『Chinese Medical Health Journal』23-5, pp.372-376.
- 栗志強 (2007) 「城市化背景下喪偶老人撫慰機制的解構與重建」『社工方法』第6期下半月、pp.34-35.
- 王華 (2010) 「喪偶老人的心理分析及護理」『山西職工医学院学報』20-2, pp.64-65.
- 張雄・陸緋雲主編 (2009) 『上海市暨長三角城市社会發展報告：老齡化城市與社会發展』三聯書店

国研紀要145 (2015.3)

周国平 (2000) 『妞妞：一個父親的札記』 廣西師範大學出版社

周大新 (2012) 『安魂』 作家出版社

James, John W. and Russell Friedman (2011) 『哀傷平復自助手冊』 胡連新主訳、人民衛生出版社

『リシングルファミリー広島』 ウェブサイト (<http://resingle.main.jp/>) (2013年9月8日閲覧)

「上海喪子家庭父母参与全球点燭追思活動」『中国新聞網』 ウェブサイト (2012年12月10日) (<http://www.chinanews.com/sh/2012/12-10/4396466.shtml>) (2014年11月2日閲覧)

「失独者之痛」『南都週刊』 2012年度第27期 (2012年7月17日) (<http://www.nbweekly.com/news/special/201207/30569.aspx>) (2013年9月15日閲覧)

「中国失独老人」『南方人物週刊』 (2012年7月25日) (<http://www.infzm.com/content/78867>) (2013年9月15日閲覧)

「關懷失独家庭首入政府工作報告 湖南失独者近2万」『騰訊公益』 ウェブサイト (<http://gongyi.qq.com/a/20130130/000009.htm>) (2013年9月15日閲覧)

「失独余悲——中国失独老人調查」『騰訊新聞』 ウェブサイト (http://news.qq.com/zt2012/living/only_child.htm) (2013年9月15日閲覧)

『The Compassionate Friends』 ウェブサイト (<http://www.compassionatefriends.org/home.aspx>) (2013年9月15日閲覧)

“Unhappiness Over China One-child Policy”. 『CNN』 ウェブサイト (2013年2月15日) (<http://edition.cnn.com/video/data/2.0/video/world/2013/02/14/mc-china-one-child.cnn.html>) (2013年9月15日閲覧)

Summary

A Case Study of Self-help Group of Bereavement Care in Shanghai, China:

A Preliminary Discussion on Chinese NGO's Activities and Function

HINO Midori

【要旨】

The idea and practice of bereavement care, especially self-help group activities, are not very popular in China. However, this kind of self-care support must be in great demand in Chinese society. It must be meaningful to certain extent for us to share with the Chinese counterparts our Japanese experience in the introduction of philosophy and practice of bereavement care borrowed from Western countries, in order that the Chinese counterparts can make use of our experience to establish “Chinese specific practices” by themselves.

In this paper we shall review a case study of a self-help organization of bereavement care, a rare case that was discovered during this author's field research. This organization was formed by a group of parents who lost their one child, being active in Shanghai since 2003, and which was successfully registered as an NGO with the local government. Let us use X to name this group, one of the nation's first of this type of organization, functions as a moral support organization for families and individuals suffering from mental crisis and trouble in daily life in the bereavement of their child. X was founded and supported by a cemetery company in Shanghai. In addition to financial, material, and human resource support to the X, this company played a crucial role for the group in its registration with the local government. Activities of X include the following five aspects: (1) Providing assistance to

parents whose child passed away; (2) Organizing and giving classes on grief and grief care for members so that they can be trained to become caretakers for new victims; (3) Organizing members' exchange activities; (4) Dealing with matters of public relations; (5) Conducting public interest activities to help parents who lost their child.

The following are research findings on the case of X. First, X is blessed with a favorable environment under the support of the company. Second, being a government registered organization, X's mission aims to provide social services to the public: in reality, however, X is also expected to perform in favor of its members, thus causes a contradictory situation for the group. Third, concerning the issue of "being bereaved parents become a social problem," which is symbolized by a newly invented term *shidu* (to lose one's only-one-child), we can see an emerging sharp tension between the national government and individual citizens, and which also creates tension in NGO's mission and function.